鶴見だより

発行
鶴見区社会福祉協議会
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央1-20-1
TEL：045-508-7243
FAX：045-508-7277
http://www.tsurumi-shakyo.or.jp/

平成27年度 福祉 の点検・相談会実施中！

会場設定に注意を。記載点検に当たりましてのお願い

本誌をページに掲載

記載点検に参加したあとのメリット

①ケアマネジャーやご紹介する施設等を自然にお知りになります。
②組織図等書の非サービスを無料で受けられます。
（作成会社を限定しません。作成会社を決めたときに組織図等書の掲載がされる場合もあります。）
③ケアマネジャーや施設等の無料の優先予約が受けられます。
●平成27年11月1日から予約が可能です。

日	時	会	場	概	考
10月 9日(金)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月 9日(金)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月13日(火)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月14日(水)		鶴見区与向地区センター		午後1時から3時まで	
10月15日(木)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月16日(金)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月19日(月)		川崎区幸地区センター		午後1時から3時まで	
10月20日(火)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	
10月21日(水)		鶴見社会福祉会館		午後1時から4時	

夜間記帳点検 10月9日(金) 午後5時～6時 ／ 鶴見社会福祉会館

相談内容の詳しくは ☎ 045-521-1145

今年も確定申告の予約受付始まる！

記帳点検期間は10月29日（木）まで！！

予約受付期間は
相談内にお越頂ける受付日です・・・・・平成27年11月2日（月）より
記帳点検を受けて・・・・・平成27年12月1日（火）より

予約受付終了・・・・・平成27年12月29日（火）
（平成27年12月30日～平成28年1月3日は休業日）
記帳点検を受けた場合、2月16日（火）～3月15日（火）の間に申告の予約ができます。

申告会場 鶴見税務署 ☎ 045-581-0331

申告受付時間 午前9時～午後4時

申告相談時間 午前9時～午後4時

申告相談できる人 税理士、税理士法人、税理士の補助者、税務署長が指定した者

申告相談できる内容 所得税及び復興特別所得税、贈与税、譲渡所得の申告

申告相談できない内容 他人の税務代理、他人の税務書類の作成、税務官庁の調査・処分に関すること

申告相談できる人数 1日1人

申告相談できる時間 1人当たり30分程度

申告相談の予約 平成27年11月2日（月）から平成28年3月15日（火）まで

申告相談の予約先 鶴見税務署 ☎ 045-581-0331

申告相談の予約時間 午前9時～午後4時

申告相談の予約できる人数 1日40人

申告相談の予約できる内容 所得税及び復興特別所得税、贈与税、譲渡所得の申告

申告相談の予約できない内容 他人の税務代理、他人の税務書類の作成、税務官庁の調査・処分に関すること

申告相談の予約できる時間 午前9時～午後4時

申告相談の予約できる人数 1日40人